

公 示 日 : 2024 年 9 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 24a00604

国 名 : 全世界 (広域)

担 当 部 署 : 社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第 1 チーム

調 達 件 名 : 全世界 (広域) エネルギートランジション促進のための技術支援アドバイ
ザー業務

適用される契約約款 :

・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : エネルギートランジションアドバイザー
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 10 月下旬から 2026 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 7.00
- (3) 業務日数 :
 - ・ 整理業務 : 122 日
 - ・ 現地業務 : 27 日

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記 (1) の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回 (契約締結後) : 契約金額の 28% を限度とする。
- 2) 第 2 回 (契約締結後 13 ヶ月以降) : 契約金額の 12% を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度(2025年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2024年9月25日(水) (12時まで)

(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きません。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年10月4日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載 (<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	エネルギーtransitionに係る各種業務
対象国及び類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2015年12月に開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際枠組みとしてパリ協定が採択されており、同協定では世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが掲げられている。パリ協定のもと、途上国も Nationally Determined Contribution を作成・提出・維持する義務及び、当該削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務を負っている。また、持続可能な開発目標においても、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス（ゴール7）及び、気候変動とその影響への緊急の対処（ゴール13）が掲げられている。一方、経済成長を犠牲にする形でのカーボンニュートラルの達成を途上国が受け入れることは難しく、脱炭素の達成に向けたエネルギーtransitionの移行コストを可能な限り低く抑える必要がある。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻により化石燃料価格の急騰等の事象も生じており、各地域で地政学的な不確実性が高まっていることから、エネルギー安全保障の重要性が再認識されている。

JICAは「その国にあったカーボンニュートラルと安価なエネルギーの安定供給の両立」を目指し、途上国のエネルギーtransitionに係る支援を行ってきている。特に、①エネ

ルギートランジションに係る政策・計画の策定・更新・実施、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装及び、③地域共同体内でのエネルギー融通の促進（アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）やアフリカパワープール等）に重点を置くことにしており、今後の協力を戦略的に展開して行く必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA が途上国のエネルギートランジションを促進していくにあたり、戦略作りや事業の実施に必要な助言や支援を行う。また、JICA 内外の関係者との協議等に参加し、知見の共有を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） エネルギートランジション政策・計画の策定・更新・実施に係る支援

- ・ エネルギートランジションに向けたロードマップ策定支援を行おうとする国（以下「対象国」という。）において、JICA が協力を行う上での留意事項と対応策を検討し助言する。また、実施中のロードマップ策定支援への技術的な助言を行い、JICA が派遣するミッションに同行し案件形成及び実施促進のための助言も行う。
- ・ 対象国でエネルギートランジション支援を実施する上で、エネルギー分野における投資の特性を踏まえたファイナンスの在り方について検討し助言する。
- ・ GX 長期研修事業の戦略化及び事業実施（応募、採用、留学、帰国後フォロー）に際しての助言、支援を行う。
- ・ エネルギー・電力分野の課題別研修の戦略化及び各研修コースの実施を支援する。また、課題別研修への同行やアクションプラン発表会に参加し、研修員のアクションプランの実施に向けた助言を行う。
- ・ 対象国に合ったエネルギートランジションの政策研究を実施する上での戦略化への提言と実施支援を行う。

（２） 次世代脱炭素技術の開発・社会実装に係る支援

- ・ 次世代原子力や核融合、宇宙太陽光、海洋温度差発電等、途上国が将来必要とする次世代脱炭素技術（以下「次世代脱炭素技術」という。）について、人材育成（GX 長期研究事業）から途上国との共同研究、共同利用に繋げるための戦略を助言する。
- ・ 次世代脱炭素技術の動向調査を行う。
- ・ 次世代脱炭素技術に関係する個別案件の実施を支援・助言する。

（３） 地域共同体内でのエネルギー安定供給に係る支援

- ・ 域内の電源開発と国際送電網整備（以下「パワープール」という。）の支援を行おうとする地域（ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、マグレブ、アフリカ）において、戦略化への助言を行うと共に、実施中のパワープール案件への技術的な助言・支援を行う。
- ・ 対象地域でパワープール支援を実施する上で、適切なファイナンスの在り方について助言する。

（４） 最新のエネルギー転換動向のアップデート及び JICA へのフィードバック

- ・ 世界的な潮流、主要国のエネルギー転換の計画や実施状況をアップデートする。
- ・ アップデートした内容について、JICA 関係者に対し報告会を開催する。

（５） 整理業務

- ・ ファイナルレポート（和文）を JICA 社会基盤部に提出し、監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン

業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。業務の具体的な内容（案）などを記載する。

（２） ファイナルレポート（和文 1 部）

2026 年 2 月 20 日(金)までに提出。

ファイナルレポート（和文）を、JICA 社会基盤部に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 7 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択し、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 一般業務費

本件業務は、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

旅費・交通費（課題別研修参加 計6回）： 120万円

(3) エジプトにおける宿泊

エジプトにおける宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律22,900円／泊として計上して下さい。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務はインド、インドネシア、エジプトで予定しています。各国9日間の現地業務を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。なお、JICA関係者が同行する可能性があります。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：便宜供与あり

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

◇ カンボジア 炭素中立社会に向けたクリーンエネルギー転換ロードマップ策定

プロジェクト（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_201907222_1_s.pdf

- ◇ ラオス 炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2108109_1_s.pdf

- ◇ 南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202209530_1_s.pdf

- ◇ 西部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202207445_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上